

プロジェクト報告

インド農村部の経済発展と部族民社会 —マハーラーシュトラ州—調査村の事例より—

藤田幸¹⁾

Yogesh Shinde²⁾

Ramkumar Bendapudi³⁾

加治佐敬⁴⁾

1. 問題の背景

インドには、部族民（トライブ）と呼ばれる少数民族がいる。人口の約8%を占める社会経済的な後進層であり¹⁾、2004-05年時の貧困率は、インド全体の農村部28.3%、都市部25.7%に対し、行政上の指定部族（scheduled tribe：ST）では農村部47.3%、都市部33.3%と、相当に高い水準にあった。また識字率も、インド全体の73.0%に対して、指定部族では59.0%にとどまっている（木村 2017）。

部族民は一般に山間部に住み、伝統的な生計手段は、狩猟採集や農業（特に焼畑農業）であり、その基礎には、土地に対する彼らの慣習的利用権があった。しかし、英領植民地期に個人に所有権を与える土地制度が導入され、慣習的利用権との衝突が始まった。そして1927年インド森林法（The Indian Forest Act, 1927）によって、多くの部族民が住む森林はすべて国有地とされて以降、彼らの土地へのアクセス権をめぐる問題が先鋭化した。その後の経緯は省略せざるを得ないが、時代は下り、2002年に、環境森林省・

1) 京都大学東南アジア地域研究研究所

2) Watershed Organization Trust *→ Pune, India*

3) Watershed Organization Trust *→*

4) 青山学院大学国際政治経済学部

5) 本稿が対象とするマハーラーシュトラ州の指定部族の人口シェアは、2011年人口センサスでは9.4%であった（大田 2018: 36ページ）。

州森林局により、国有林地の「不法占拠者」の立ち退き措置が強化されたのを契機に、指定部族団体を中心とする抵抗運動が各地に広がり、最終的には、2006年末に、「指定部族およびその他伝統的森林居住者（森林権承認）法」(The Scheduled Tribes and Other Traditional Forest Dwellers (Recognition of Forest Rights) Act, 2006) が制定され、部族民の土地問題は、改善の方向に向け、画期的段階に入っている（大田 2018）。

一方、国有林地の外に住む部族民（多くは過去に国有林地から追い出された人びと）は、長い間、一般に土地を所有しないか、あるいは小さな面積の土地を保有して農業を営みつつ、主に農業労働に依存して家計を維持してきた。

翻って、インドでは、1980年代に「緑の革命」が中部や東部を含む全国に拡大・普及し、農村所得の底上げが進んだが、その前提の上に、1991年以降の本格的な経済自由化政策が始まり、以来、非農業部門の成長をエンジンとする高度経済成長局面に入った（藤田 2015）。1995年にはバスマティ米以外のコメの大量輸出が始まり、インド経済は「食料問題」から「農業調整問題」の新局面に突入したと考えられる（速水 1985）。以来、地域差を伴いつつも、インド農村では労働力不足が基調となり、近年それが深刻化している。農産物価格の相対的下落に労働力不足（農業雇用賃金の上昇）が重なり、雇用労働依存型農業経営の基盤が掘り崩されているのである。

一般に、部族民は外からの「開発」などの働きかけに対する反応が鈍く、そのため後進層にとどまってきたわけであるが、最近のインドの農業賃金の急騰、それに伴う彼らの所得と購買力の上昇、モーターバイクやスマートフォンの普及に象徴される彼らの移動性の増大や情報へのアクセスの増大といった一連の大きな変化は、今後、部族民の社会経済的地位を画期的に上昇させていく契機となる可能性があるだろう。

農業賃金高騰は、平地農村の（部族民でない一般の）農民の行動を大きく変えつつある。1つは、労働力不足に悩んだ挙句、より遠隔地の山間部から部族民を雇用する動きである。もう1つは、さらに進んで、部族民に土地を貸し付け、小作人とするのである。平地農民は早くから商業化の進んだ農業を行っているので、そういう経験の乏しい部族民が小作人になるのは一般には困難であるが、数年間、農業労働者として働いた経験のある部族民なら、問題はない。すなわち農業労働者から小作人へという社会的上昇 (social mobility) の可能性は、部族民にも開かれている。

本稿は、インド・マハーラーシュトラ州の一調査対象村で観察されたそういう最近の変化の事例を報告し、その社会経済的意義を論じるものである。依拠するデータは、主に2018年11～12月に実施した村の全世帯調査のデータ、2019年3月の補足調査情報、2019年5月に実施した Balandri 集落（後述）の指定部族全世帯に関する調査データで

マハーラーシュトラ州調査地一帯では、その他の商品作物として、トマトとザクロが有力となっているが、B村ではトマトは皆無、ザクロもわずかに1エーカーのみの栽培となっている。

さて、年降水量400～500mmのB村一帯では、灌漑施設が重要な農業の生産手段である。表7では、開口井戸 (dug well)、掘り抜き井戸 (bore well) が重要であるが、近年、それに加えて、ファームポンド (farm pond) が登場している。ファームポンドは四角形の池であるが、くみ上げた地下水を貯め、必要時にそこからさらにポンプでくみ上げ、灌漑する施設である。貯めた地下水が地下に浸透しないよう、池底にビニールを張っている。水の蒸発散の激しいB村一帯では、ファームポンドは地下水の利用技術として

真黒な

表7 灌漑施設の普及過程

年	開口井戸	掘り抜き井戸	Farm pond	所有者のカースト集団			平均建設費用 (千ルピー)		
				開口井戸	掘り抜き井戸	Farm pond	開口井戸	掘り抜き井戸	Farm pond
1947	1			Ma			20		
1952	1			Ma			40		
1955	2			Ma2			30		
1960	1			Ma			NA		
1970	7			Ma7			19		
1980	4			Ma3/OBC			23		
1985	2			Ma/OBC			35		
1991	1			SC			40		
1993	1			ST			200		
1998	1			Ma			20		
2000	2			Ma/ST			53		
2001	1			Ma			70		
2002									
2003	1			ST			100		
2004	1	1		ST	OBC		50	25	
2005									
2006	1			Ma			25		
2007	1	2		OBC	Ma2		50	38	
2008	3	1		Ma/ST2	Ma		60	16	
2009									
2010									
2011	1	1	1	ST	Ma	OBC	80	18	200
2012	3		1	Ma2/ST		Ma	170		35
2013	1	2		ST	ST2		60	20	
2014	1	4	1	Ma	Ma/ST3	Ma	400	29	50
2015		3			Ma/ST2			20	
2016	1	5	1	Ma	ST5	Ma	60	40	100
2017		1	1		ST	Ma		31	50
2018	1	1		Ma	ST		200	40	
不明	1	1		ST	ST		NA	NA	
合計	40	22	5						

出所) 2018年11～12月調査。

表10-1 経営規模別の1世帯当たり所得の推計 (ルピー)

経営規模 (エーカー)	世帯数	非農業所得 (農業賃労働も含む)	農業粗生産額		農業所得		総所得	1人当たり 所得	同左 米ド ル換算
			食料作物	商品作物	食料作物	商品作物			
0	33	104,902	0	0	0	0	104,902	27,247	425.7
-1.00	50	74,426	3,844	4,328	2,691	2,813	79,930	16,792	262.4
-2.00	53	48,786	6,438	14,109	4,507	9,171	62,463	13,520	211.3
-3.00	26	110,886	11,455	24,806	8,019	16,124	135,028	24,551	383.6
-4.00	23	58,717	12,854	39,460	8,998	25,649	93,364	21,075	329.3
-5.00	14	284,286	19,686	38,107	13,780	24,770	322,836	61,965	968.2
5.01-	4	11,500	37,875	40,250	26,513	26,163	64,175	14,261	222.8
合計	203	88,809	7,655	15,819	5,359	10,282	104,450	22,414	350.2

出所) 2018年11~12月調査。

表10-2 カースト別の1世帯当たり所得の推計 (ルピー)

カースト	世帯数	非農業所得 (農業賃労働も含む)	農業粗生産額		農業所得		総所得	1人当たり 所得	同左 米ド ル換算
			食料作物	商品作物	食料作物	商品作物			
Open (Maratha)	79	136,482	10,466	30,454	7,326	19,795	163,603	37,438	585.0
OBC	11	227,137	5,655	6,945	3,959	4,514	235,610	48,882	763.8
SC	7	29,500	5,804	3,343	4,063	2,173	35,736	11,381	177.8
ST	97	42,051	5,467	6,833	3,827	4,441	50,322	10,207	159.5
NT	8	43,250	11,766	5,338	8,236	3,470	54,956	10,468	163.6
Muslim	1	116,000	0	0	0	0	116,000	19,333	302.1
合計	203	88,809	7,656	15,819	5,359	10,282	104,450	22,414	350.2

出所) 2018年11~12月調査。

所得については、データの不足から総所得に加えることができなかった点、ここで断っておかねばならない。また後述のように、指定部族の一部には、村外で小作農業に従事する人びとがかなりいるが、その所得も漏れていることが明らかになっている。

さらに注意すべき点は、出稼ぎ所得の扱いである。ここでは、送金額ではなく、出稼ぎ者の所得を計上しており、したがって、出稼ぎ先の住居費や教育費など家計費の著しい格差に留意する必要がある。

以上、所得の漏れや一般的な所得の過少申告などにも注意を払いつつ、以下の4枚の表から明らかになる主な点は、次のように整理することができる。

第1に、1世帯当たり所得は104,450ルピーであり、1人当たり換算で22,414ルピー(350.2米ドル)となる。うち、農業所得が15.0%(食料作物5.1%、商品作物9.8%)、非農業所得が85.0%を占める。非農業所得の圧倒的重要性が確認できる。また、非農業所得の内訳をみると、出稼ぎが54.3%で最大、農業賃労働15.9%、非農業就業(給与)9.8%、非農業雇用労働1.7%、非農業自営0.5%と続く。

第2に、カースト集団別に1人当たり所得をみると、その他後進カーストの48,882ル